

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail saitama@kyouiku-net.org  
URL http://www2.plala.or.jp/saitama-sikyousou/  
2008.3.21(金)  
No.137

## 教職員のパソコン配備を研究する、図書購入費40%増額する

### 特別支援学級補助員小4人中2人増員 割振変更簿使用を徹底

さいたま市教組は、三月一日、教育委員会と団体交渉を行いました。教育委員会は、教職員課・教育総務課・学校施設課・学校財務課・健康教育課・指導1課・指導2課・教育研究所の課所長並びに参事・補佐が対応しました。市教組は委員長ほか役員・職場分会長等計一七人が参加しました。広範囲にわたる要求の中から、前進した項目を中心に報告します。

#### 消耗品費・修繕料 前年度比2%増額

【要求】公費で教職員にパソコン配備すること。  
【回答】国の施策「IT新改革戦略」や市の施策「さいたま市情報化アクションプラン」に基づき教職員一人一台のコンピュータを整備することを研究してあります。市教組は早期の実現を強く求めます。  
【要求】授業で使う消耗品費・教材費、修繕料を増額すること。  
【回答】学校に実際に配当する管理用消耗品費・修繕料について、対前年度比2%程度増額を予定しています。教材費は図書購入費が対前年度比40%以上の大幅増額を予定しています。

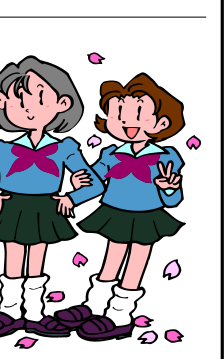
#### 損傷ひどい机・椅子 調査し現物支給

【要求】損傷がひどく使用に耐えない机・椅子を増えているので、現物支給すること。  
【回答】昨年一月に調査を行いました。調査に基づき、小学校四三九卓

の机の要望に対し一三二四卓を現物支給、椅子は要望六八四脚に対し一五五一脚の現物支給をしました。机の天板一六〇〇枚の要望に対し七五五枚を支給、支給が少ないのは机本体を支給したためです。

交渉の場々、学校によっては、担当者が机・椅子の調査の事実を知らされていないこと、全職員に知らされていないこと、が明らかになりました。学校の教職員に周知徹底し、調査不徹底または調査漏れの学校が出ないよう、小学校四三九卓

#### 補助員の校外行事 付き添いを研究する



【要求】すべての特別支援学級設置校に特別支援学級補助員を配置すること。  
【回答】二〇〇八年度は小学校4人、中学校2人増員します。今後も予算要求してまいります。  
【要求】補助員が校外行事に付き添いができるよう改善し、旅費を確保すること。  
【回答】現状は校内での活動補助としていますが、今後、学校の現状を踏まえ、付き添いについて研究してまいります。毎年、繰り返し要求していた項目です。やっと少し前進したようです。一年後には実現させましょう。

【要求】すべての特別支援学級設置校に特別支援学級補助員を配置すること。  
【回答】二〇〇八年度は小学校4人、中学校2人増員します。今後も予算要求してまいります。  
【要求】補助員が校外行事に付き添いができるよう改善し、旅費を確保すること。  
【回答】現状は校内での活動補助としていますが、今後、学校の現状を踏まえ、付き添いについて研究してまいります。毎年、繰り返し要求していた項目です。やっと少し前進したようです。一年後には実現させましょう。

#### 割振変更簿の使用 校長会で指導する

【要求】割振変更簿の活用状況を調査し、全市で一〇〇%活用に向けて指導を徹底すること。  
【回答】全ての学校で使用されているものと承知しています。今後適切に使用されるよう校長に対し指導してまいります。

#### 当面、2学期制の導入を求めない

【要求】授業時数確保等を根拠とした学期延長や長期休業日の短縮、一学期制の導入は行わないこと。  
【回答】昨年度、教育課程検討会議等で検討し、当面は二学期制の導入は妥当ではないと判断しました。学習指導要領の改訂が行われると、教育課程検討会議で論議が行われることになるでしょう。わたしたちも注視しなければなりません。  
【要求】体力アップキャンペーンの取り組みは強制ではない  
【回答】あくまでも協力ををお願いしているところ

交渉の場で、具体的に小学校二校、中学校二校の校名を具体的に示し、「校長から説明がされていない」「今年度は使用しない事を校長が明言している」「非常に限定されたことしか使用を認めない」等々の事実が指摘されました。市教委は、校長会等で具体的に指導する、と回答しました。

市教委のウェブ上に成績を公開する、となっておりませんが、必要ないこととです。比較が気になり、半ば強制になります。各種カードはすでに各校で取り組んでいます。トップダウンで一律に下ろしていく方法は現場の主体性を全く無視しています。  
**労安法の通達 改めて徹底する**  
【要求】労働安全衛生法に関する文部科学省通達を校長に徹底すること。  
【回答】文科相平成一八年四月三日通知は教育総務課長・教職員課長連名で校長に周知を図りました。  
○八年四月一日から、教職員五〇人未満の学校でも、時間外勤務が一〇〇時間を超えた人が希望すれば、医者による面接指導が義務づけられます。校長は始業と終業の把握を求められます。管理責任をしっかりと果たして欲しいものです。